



# 杉並区児童館等のあり方検討会傍聴要領

平成18年2月21日

17杉並第83194号

## (目的)

第1条 この要領は、杉並区児童館等のあり方検討会設置要綱(平成18年2月21日17杉並第75889号)第7条の規定に基づき、杉並区児童館等のあり方検討会の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。)は、傍聴人名簿(第1号様式)に所要事項を記入し、係員の指示に従い傍聴席に着かなければならない。

## (傍聴できない者)

第3条 次の各号の一に該当するものは、傍聴することができない。

- (1) 危険物その他他人に危害を及ぼし、又は迷惑となるものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、杉並区児童館等のあり方検討会会長(以下「会長」という。)が、傍聴を不相当と認める者

## (傍聴人の数)

第4条 傍聴人の数は、傍聴人用の席数を限度とする。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

## (傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、すべて会長の指示に従わなければならない。

## (撮影、録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、写真、映画、ビデオテープ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

## (傍聴人の退出)

第7条 傍聴人がこの要領に違反したときは、会長は、その者に退出を命ずることができる。

- 2 傍聴人は、前項の規定により会長から退席を命ぜられたときは、速やかに退出しなければならない。
- 3 傍聴人は、会議を非公開としたときは、会長の指示に従い、速やかに退出しなければならない。

## 附 則

- 1 この要領は、平成18年2月22日から施行する。
- 2 この要領は、杉並区児童館等のあり方検討会設置要綱が廃止されたときに廃止する。

第1号様式（第2条関係）

傍聴人名簿（杉並区児童館等のあり方検討会）

	氏 名	住 所

第1号様式（第2条関係）

傍聴人名簿（杉並区児童館等のあり方検討会）

	氏 名	住 所

第1号様式（第2条関係）

傍聴人名簿（杉並区児童館等のあり方検討会）

	氏 名	住 所

第1号様式（第2条関係）

傍聴人名簿（杉並区児童館等のあり方検討会）

	氏 名	住 所

第1号様式（第2条関係）

傍聴人名簿（杉並区児童館等のあり方検討会）

	氏 名	住 所

この傍聴人名簿は番号ごとに切り離して使用する。